

社会福祉法人制度改革について

平成29年5月19日

東京都福祉保健局指導監査部
指導調整課社会福祉法人担当

社会福祉法人制度の改革（主な内容）

- 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

1. 経営組織の在り方について

○ 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

<改正前>

理事
理事長
理事会

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。
(注)理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

評議員
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。
(審議事項)
 - ・定款の変更
 - ・理事・監事の選任 等

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

会計
監査人

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

<改正後>

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。
※小規模法人について評議員定数の経過措置
(決議事項)
 - ・定款の変更
 - ・理事・監事・会計監査人の選任、解任
 - ・理事・監事の報酬の決定 等

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

2. 運営の透明性の確保について

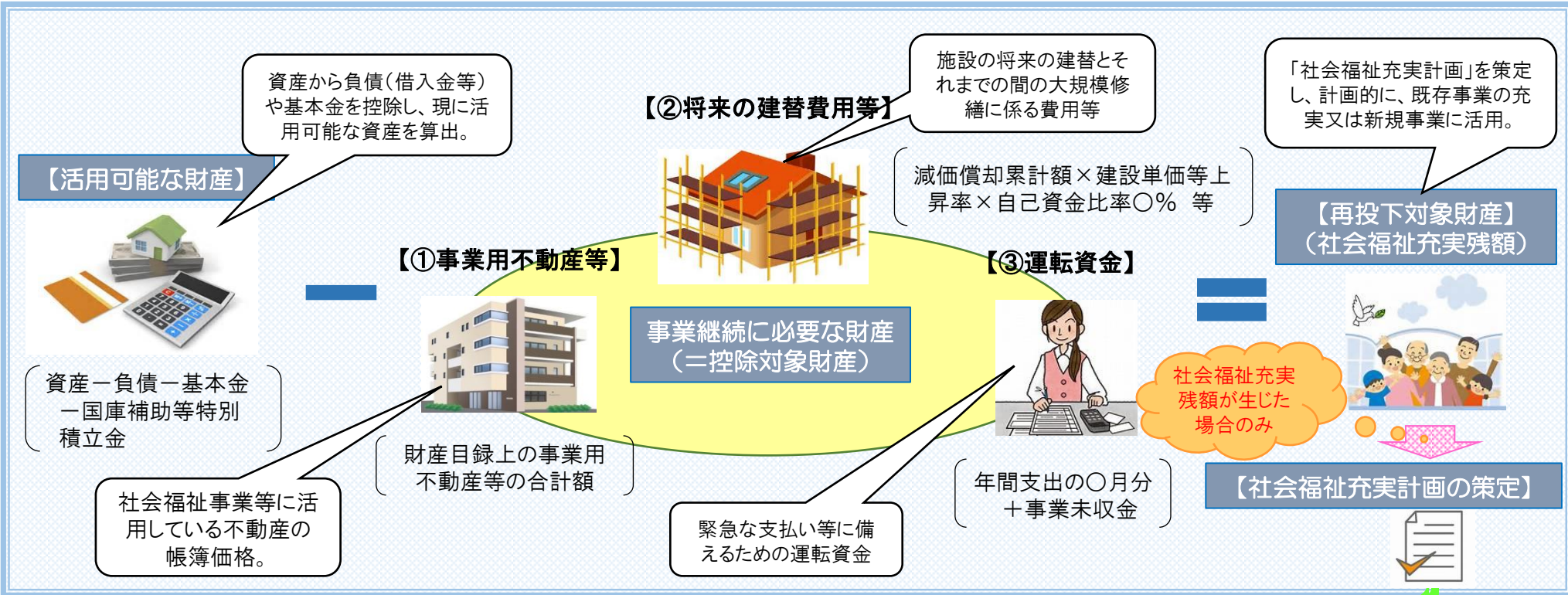
- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
 - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
 - ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
 - ・ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。)について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

	改正前		改正後		公益財団法人		規制改革 実施計画
	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公告・ 公表	公表
事業報告書	○	—	○	—	○	—	—
財産目録	○	—	○	—	○	—	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金 収支計算書)	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
監事の意見を記載した書類	○	—	○	—	○	—	—
現況報告書(役員名簿、補助金、社 会貢献活動に係る支出額、役員の 親族等との取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○	○	—	○
役員区分ごとの報酬総額	—	—	○ (※)	○ (※)	○	—	○
定款	—	—	○	○	○	—	—
役員報酬基準	—	—	○	○	○	○	—
事業計画書	—	—	○	—	○	—	—

(※)現況報告書に記載

3. 社会福祉法人の財務規律について

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下可能な財産（社会福祉充実残額）を明確化する。
- 再投下可能な財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。



（残額の使途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資）

第1順位：社会福祉事業

第2順位：地域公益事業

第3順位：公益事業

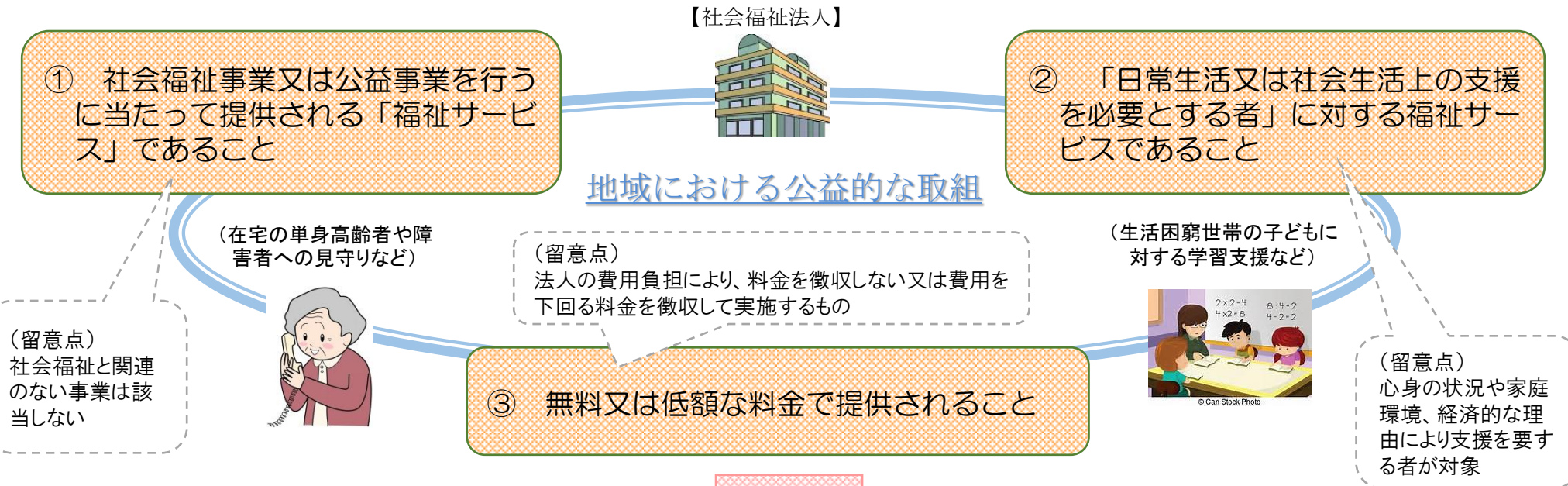
4. 「地域における公益的な取組」について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条 (略)

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。



- 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

≪参考≫社会福祉法人に対する指導監督（行政監査）の見直し

【考え方】

- ▶ ガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、国の基準を明確化（ローカルルールの是正）し、指導監査の効率化・重点化を図る。

【対応】

- ① 指導監査要綱の見直し、指導監査ガイドラインの作成・周知
⇒「社会福祉法人指導監査実施要綱」の制定・適用
(H29.4.27付厚労省3局長連名通知) ※ 従前の要綱は廃止
- ② 会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化
- ③ 監査周期等の見直しによる重点化
- ④ 監査を担う人材の育成

▶ 厚労省「指導監査ガイドライン」 - 「評議員」に係る検査項目① -

項目	監査事項	チェックポイント
I 法人運営	-	-
3 評議員・評議員会	-	-
(1) 評議員の選任	1 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。	・定款に定めるところにより、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。
	2 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。	・欠格事由に該当する者が選任されていないか。 ・当該法人の役員または職員を兼ねていないか。 ・当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されていないか。 ・社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の5分の1を超えて選任されていないか。 ・実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか。 ・地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。 ・暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっていないか。
	3 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。	・評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超過しているか。
(2) 評議員会の招集・運営	1 評議員会の招集が適正に行われているか。	・評議員会の招集通知を期限までに評議員に発しているか。 ・招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。 ・定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に召集されているか。
	2 決議が適正に行われているか。	・決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。 ・決議が必要な事項について、決議が行われているか。 ・特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。 ・決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。 ・評議員会の決議があったとみなされた場合(決議を省略した場合)や評議員会への報告があったとみなされた場合(報告を省略した場合)に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。

▶ 厚労省「指導監査ガイドライン」 - 「評議員」に係る検査項目② -

項目	監査事項	チェックポイント
(2) 評議員会の招集・運営	3 評議員会について、適正に記録を作成、保存を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省令の定めるところにより、議事録を作成しているか。 ・議事録を法人の事務所に法定の期間備え置いているか。 ・評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に法定の期間備え置いているか。
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬		-
(1) 報酬	1 評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。 2～4（略）	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員の報酬等の額が定款で定められているか。 ・（略）
(2) 報酬等支給基準	1 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令に定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。 ・理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表しているか。
(3) 報酬の支給	1 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。 ・（略）
(4) 報酬等の総額の公表	1 役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表しているか。